

第5章 景観提案制度

1. 景観提案制度の概要

地区コミュニティ協議会は、地元地区の良好な景観を有する地区や資産について、景観提案制度を利用して市長に提案することができます。

市長は提案を受けた場合、景観審議会に付議し、指定することになります。

2. 景観提案地区、景観啓発地区、景観地区の提案基準

(1) 景観提案地区の提案

本市には、良好な景観を有しており、地域のシンボルやイメージとなっており積極的な保全活用がなされている地区があります。

このような地区について、地区コミュニティ協議会は、「景観提案地区」として市に提案することができます。

[提案・指定基準]

- ① 地区コミュニティ協議会において、良好な景観の保全・活用を目指す範囲についての協議ができている地区

(2) 景観啓発地区の提案

景観提案地区として指定されたもののうち、地元地区において景観に関する意識の高揚や大まかな地区の範囲などについて協議がなされ、将来の景観地区への移行を積極的に目指す地区について、地区コミュニティ協議会は、「景観啓発地区」として市に提案することができます。

[提案・指定基準]

- ① 地区内で景観の形成に関する勉強会等を実施することにより、良好な景観の形成についての意識が高まっている地区
- ② 将来の景観地区指定に向けて、大まかな地区の範囲の検討がなされた地区

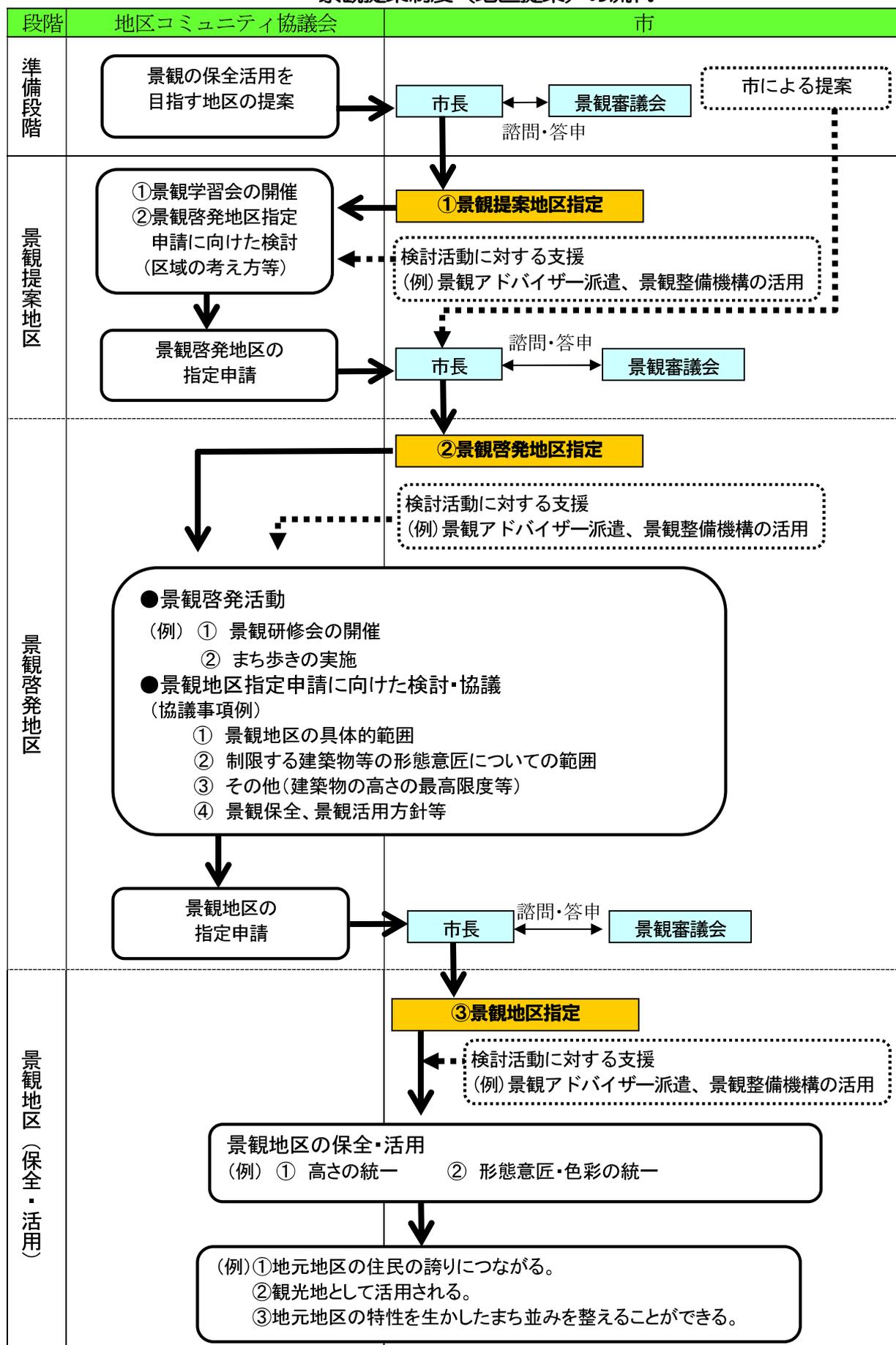
(3) 景観地区の提案

景観啓発地区として指定されたもののうち、地元地区において景観に関する研修会などを実施し、景観地区に移行した場合の具体的範囲や建築物の形態意匠等の他、将来の景観保全や活用方針等について十分に協議がなされ、合意が得られた地区について、地区コミュニティ協議会は、「景観地区」として市に提案することができます。

[提案・指定基準]

- ① 地区内で景観の形成に関する研修会等を実施することにより、良好な景観の形成についての理解が深まった地区
- ② 景観地区指定に向けての具体的な地区の範囲について、合意が得られた地区
- ③ 景観地区指定に向けての建築物の形態意匠等の制限内容について、合意が得られた地区

景観提案制度（地区提案）の流れ



3. 景観重要資産、景観重要建造物、景観重要樹木の提案基準

(1) 景観重要資産の提案

本市には、地区のシンボルやイメージとなっている石橋や石塔、滝などが存在し、これらは地域文化的に価値を持ち、周辺住民に親しまれているものです。地元地区が誇りに思うこのような景観資源について、地区コミュニティ協議会は景観重要資産として市に提案することができます。

【提案・指定基準】

- ① 地元のシンボルやイメージとなっている景観資源で、周辺住民に親しまれ愛されているものであること。
- ② 地域文化的に重要な価値を持ち、周辺住民により積極的な保全活動がなされていること。
- ③ 道路など公共の場所から容易に見ることができること。

(2) 景観重要建造物（法第19条）・景観重要樹木の指定（法28条）

地区コミュニティ協議会は、景観重要資産に指定された景観資源のうち、良好な景観の形成上重要な役割を果たしており、道路など公共の場所から容易に見ることができる建造物や樹木について、景観法に規定する「景観重要建造物」「景観重要樹木」として提案することができます。

(3) 景観重要建造物

地区コミュニティ協議会は、景観重要資産のうち、良好な景観の形成に重要な役割を果たしている建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件も含む）で、次に掲げる基準に該当するものを、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）との協議を行ったうえで、景観重要建造物として提案することができます。

【提案・指定基準】

- ① 周辺地域の良好な景観を特徴付けている建造物であること。
- ② 歴史的、または建築的価値を持つ建造物であること。（文化財保護法による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。）
- ③ 市民に親しまれ愛されている建造物であること。

(4) 景観重要樹木

地区コミュニティ協議会は景観重要資産のうち、良好な景観の形成に重要な役割を果たしている樹木で、次に掲げる基準に該当するものを、所有者等との協議を行ったうえで、景観重要樹木として提案することができます。

【提案・指定基準】

- ① 市内の他の地域では見ることができない希少な樹木であること。
- ② 相当の樹齢を重ねた古木や巨大樹木であること。（文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。）
- ③ 地域のシンボルとなっており、市民に親しまれ愛されている樹木であること。

図表 2 3 本市の景観重要資産と景観重要樹木

景観重要資産

(H30.3月現在)

番号	指定日	コミュニティ協議会名	名称	備考
第1号	H21.12.18	藤本地区コミュニティ協議会	藤本滝	
第2号	H21.12.18	倉野地区コミュニティ協議会	倉野磨崖仏	
第3号	H22.3.24	峰山地区コミュニティ協議会	江之口橋	
第4号	H22.3.24	峰山地区コミュニティ協議会	長崎堤防	
第5号	H22.10.1	南瀬地区コミュニティ協議会	南瀬のイチョウの木 (雄株・雌株)	景観重要樹木
第6号	H23.3.28	里地区コミュニティ協議会	里町武家屋敷跡の玉石垣	
第7号	H25.4.8	朝陽地区コミュニティ協議会	朝陽轟滝	
第8号	H25.4.8	育英地区コミュニティ協議会	憩いと歴史の中郷池	
第9号	H25.4.8	黒木地区コミュニティ協議会	木場の棚田	
第10号	H26.5.23	陽成地区コミュニティ協議会	一條神社と歴史の杜	
第11号	<u>H27.11.4</u>	<u>吉川地区コミュニティ協議会</u>	<u>そばどんの滝</u>	
第12号	<u>H28.8.19</u>	<u>西山地区コミュニティ協議会</u>	<u>旧西山小学校と瀬々野浦 集落～先人から受け継ぎ 育んできた校庭の石垣～</u>	

景観重要樹木

(H30.3月現在)

番号	指定日	コミュニティ協議会名	名称	備考
第1号	H23.3.28	南瀬地区コミュニティ協議会	南瀬の夫婦イチョウ(雄株)	
第2号	H23.3.28	南瀬地区コミュニティ協議会	南瀬の夫婦イチョウ(雌株)	

景観重要資産



藤本滝



倉野磨崖仏



江之口橋



長崎堤防



南瀬のイチョウの木



里町武家屋敷跡の玉石垣



朝陽轟滝



憩いと歴史の中郷池



木場の棚田



一条神社と歴史の社



そばどんの滝



旧西山小学校と瀬々野浦集落
～先人から受け継ぎ育んできた
校庭の石垣～

景観重要樹木



南瀬の夫婦イチョウ（雄株・雌株）

景観提案制度（資産提案）の流れ

